

大栄地区における小学校跡地の活用

旧大須賀小学校

- 事業者：学校法人富嶽学園（静岡県富士見市）
- 提案事業：伝統・木造建築の専門学校
- 事業コンセプト：木を活かした建築（伝統建築）の人材を育てる4年制の専門学校

旧前林小学校

- 事業社：有限会社国際交流事業（滋賀県彦根市）
：株式会社MURANAGA（滋賀県彦根市）
- 提案事業：外国人技能実習生に対する入国後の法定研修施設
：フォークリフトやユンボなど、資格取得機関
- 事業コンセプト：入国後の法定研修施設として、日本語と日本の生活を学ぶと同時に併設する登録教習機関で就労の際必要となる資格の取得を行う

新清掃工場関連付帯施設整備事業

成田富里いずみ清掃工場から発生する熱エネルギーを有効活用し、余熱を温水等として利用する余熱利用施設の整備を行います。「特定事業の選定」では、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」PFI事業として実施することの妥当性を、詳細に検討・評価を行い、特定事業としてPFI事業を実施することになりました。本市自らが実施する場合とPFI事業とで、それぞれ金額を算出し、現在価値換算をして比較した結果、余熱利用施設整備運営事業をPFI事業として実施することにより、**約3.8%の財政負担額の削減**が見込まれることとなりました。《令和7年2月25日時点での算定結果ですので、今後修正される可能性があります。》

また、本年4月には、余熱利用施設整備運営事業の入札公告を行い、本年中に事業者を選定する予定です。PFI手法を活用して、財政負担の削減や財政支出の平準化、サービス水準の向上や事業の安定化に努めながら、市民の皆様にとってより魅力的な施設の整備・運営ができるよう取り組んでまいります。



本部機動救急隊の新設について

高齢化の進展や、航空需要の回復による旅行客の増加などを要因として、救急需要は増加の一途を辿っており、令和5年の救急出動件数は過去最多の8,619件、（1日平均23、61回）、令和6年は、8,609回（1日平均23、58回）を超えての救急出動件数となりました。

救急出動件数の多い時間帯（8時～16時）に56%が発生しており、そこで、平日の日中に活動する**本部機動救急隊**を新設し、救急体制のさらなる強化を図ります。

運用開始令和7年4月1日から平日8時30分～17時15分、隊編成は救急課職員を主体とした、救急救命士を含む3名本部機動救急隊の新設により8隊体制だった救急隊を平日の日中は9隊体制とすることにより、更に迅速な救急対応につなげます。また、子育てや介護など、家庭の事情により24時間の当直勤務が難しい職員や再任用職員に知識や経験を有効に発揮できる多様な働き方を創設することで活躍の場を拡大します。



下水道管の緊急点検



埼玉県八潮市の陥没事故を受けて、成田市では口径が大きく、事故が発生した際に影響が大きいと思われる、口径1,000mmから1,500mmの污水管、約4.3kmの緊急点検を行いました。昨年度テレビカメラによる点検を実施した污水管、約1.5kmを除く、約2.8kmについて、道路の状況と、マンホール9か所より管口の破損や土砂の流入状況などの緊急点検を実施しましたが、**異常はありません**でした。

土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

残土条例を運用し土砂等の搬入について、土地の用途や目的にかかわらず、危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制するため、「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法」、通称『**盛土規制法**』に改正されました。

千葉県でも規制区域の指定に向け各種手続きを進めており、本年5月26日に新たな規制区域の指定を行う予定となっています。

本市では、千葉県の規制区域指定により、市内全域が宅地造成等工事規制区域に指定される予定であり、残土条例による災害の発生を未然に防止する目的が盛土規制法と重複することから、残土条例における盛土等の構造に係る規制を削除し、搬入土砂等の土質のみを規制する条例に改正します。

残さず食べよう！ 30・10運動

私たちの生活では、まだ食べることができる大量の食品が消費の段階で日常的に廃棄されており、廃棄される食品の削減を推進することが求められています。

多くの人が集まる会食等において、提供された食事を食べきれずに廃棄されることの無いよう、食べきりと呼びかける「**残さず食べよう30・10運動**」を推進し、食べきりの意識の醸成とその定着を図り、廃棄される食品の発生を抑制します。会食等の**開始後30分間**は自席で料理を味わう時間を、会食等の**終了時間10分前**には自席に戻り再度料理を味わう時間を推進します。



住所証明書の廃止について

千葉県総務部より、昨年9月26日付けで、地方公共団体の基幹業務システム統一・標準化に伴い同通知を廃止する旨の通知があり、軽自動車や二輪の小型自動車等の「住所証明書」の無料交付を終了いたします。

また、県内の市町村では、早いところでは既に有料化している市町もありますが、本市では半年の周知期間を設け、**本年9月から有料化**となります。普通自動車用の住所証明書と対応を揃え、個人分は市民課で「住民票の写し」または「印鑑登録証明書」を、法人分は市民税課で「営業証明書」を、それぞれ一通300円で交付いたします。